

令和3管理年度（令和3年7月1日から令和4年6月30日までの期間をいう。）における岩手県の特特定産資源（まさば及びごまさば太平洋系群）の漁獲可能量について、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項に定める数量は、次のとおり変更する。

特定水産資源	管理区分	採捕に係る水域	管理の手法	知事管理 漁獲可能量	備考
まさば及びご まさば太平洋 系群	全ての漁業	左記漁業がまさ ば及びごまさば 太平洋系群の採 捕を行う全ての 水域	漁獲量の総量	24,795 トン	1,305 トン (5%) を 県の留保と する